

## 平成26年度第5回幕別町次世代育成支援対策地域協議会会議録

### 1 日時

平成26年10月30日（木）18:30～19:30

### 2 場所

保健福祉センター多目的ホール

### 3 出席した委員

10人：千葉会長、牛尾副会長、荒木委員、今泉委員、齊藤委員、杉山委員、西出委員、堀委員、嶽山委員、安田委員

### 4 欠席した委員

4人：佐藤委員、下川委員、牧田委員、森委員

### 5 事務局

8人：川瀬民生部長、杉崎こども課長、半田保育係長、宗像主査、佐々木主査、浜頭福祉係長、西明主査、武田

### 6 傍聴者 佐藤記者（十勝毎日新聞）

### 7 配布資料

- 資料1 : 新制度における利用者負担の考え方
- 資料1-追加 : 新制度における利用者負担の考え方（追加）
- 資料2 : 新制度に係わる説明会、パブリックコメント（意見募集）

### 8 内容

- (1) 開会
- (2) 協議

#### ① 新制度における利用者負担について

「資料1」（事前配布）及び「資料1-追加」（当日配布）により事務局から説明。

#### 【「資料1」説明】

- 2号・3号認定の利用者負担額（保育料）については、「資料1」にあるとおり、現行7階層14区分としているものを、8階層13区分としたい。

※「資料1」の5ページ以降に、試算値（当初）を掲載。

- ・ 現行の3-2階層（所得税に所得割のある世帯）及び4-1階層（所得税額が2,500円未満の世帯）の利用者負担額は、新制度移行により、利用者負担に大きな増減がないよう、世帯収入等を勘案し3-2階層（住民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯）の金額としたい。
- ・ 現行、4-2～4-4階層（所得税額が2,500円から16,300円未満の世帯）と三区別している利用者負担は、上記と同様の理由から、4-1階層（住民税の所得割課税額が48,600円から72,000円未満の世帯）の一区分にまとめたい。
- ・ 新制度の4-1から4-3階層は、利用者負担額の設定の目安としている世帯収入が、おおよそ30万円増えるごとに区分し保育料を設定したい。
- ・ 新制度への移行後は、国の考え方に準じ新たに8階層（住民税の所得割課税額が397,000円以上の世帯）を設けたい。

#### 【「資料1-追加」説明】

- ア. 「資料1」の事前配布後、さらに内部協議を重ねたが、新制度移行後における利用者負担額案は、「資料1-追加」に掲載している額を最終案としたい。
- イ. 国が示す利用者負担の基準額に対する当町の利用者負担額の設定は、その比率を85%とする考え方を基本とするが、移行後に過度の負担が生じることのないよう調整することとし、総体として比率が75%程度（現行と同程度）となるように設定を調整する方針とした。

ウ. 3歳以上の児童に係わる利用者負担額については、当初は、「資料1」にあるとおり、1から5-1階層までが主に減額、5-2階層以降を応能負担の考え方から増額とする設定としていたが、内部協議の結果、「資料1-追加」にあるとおり、1から5-3階層までが減額、6階層から増額となる設定に修正した。

また、3歳未満の児童については、現行の利用者負担額と比べると、7階層から増額に転じる設定案となっている。

エ. 短時間保育の利用者負担額は、国の基準では標準時間の負担額から1.7%を減じた額に設定しているが、これをそのまま設定案の2~3階層に当てはめると、100円あるいは100円に満たないわずかな減額にしかならないことから、当町としては、500円を控除した額となるよう設定したい。

オ. 現行における取り扱いを踏まえ、低所得世帯等の減免を「資料1-追加」の6ページのとおり設定したい。

カ. 短時間保育(8時間)の認定を受けた場合は、午前8時30分から午後4時30分までを保育時間と設定するが、就労形態により保育を希望する時間が家庭ごとに異なることを鑑み、午前7時30分から午前8時29分までの1時間と午後4時31分から午後6時30分までの2時間を延長保育の対象としたい。利用があった場合は、標準時間保育の認定を受けた家庭の負担と不均衡が生じることのないよう、延長保育料(1時間当たり200円/帯広市と同額)を負担いただくこととしたい。

キ. 1号認定の利用者負担額については、公・私立の幼稚園間の格差是正等を含め現在協議中であるので、今後、本協議会の中で、改めて示したい。

## ② 質疑応答等

### ・ 質疑応答

Q: 「資料1-追加」の2ページの設定案にある8階層の金額35,300円について、金額の横に現行差4,800円とあるが、これは表中の何の金額との差か。

A: 現行では8階層の設定がないため、現行の7階層30,500円と移行後の8階層の金額35,300円との差である。

Q: 短時間保育、標準時間保育の認定は、そもそもどのように決まるものなのか。

A: 標準時間保育は、保育を必要とする時間として、保護者の一か月の就労時間が120時間を超える場合にその認定を受けることとなる。120時間以下の場合は、短時間保育の認定を受けることとなる。

Q: 保育短時間の利用者負担額は、基本的に標準時間から500円を控除した額とするとのことだが、短時間保育の認定を受けた方が、仮に1日3時間の延長保育を利用すると600円の負担となり、わずか1日の利用で、この控除分を超える額となる。短時間保育の認定を受けた場合、実質、負担増となるように感じるが、標準時間か短時間か、どちらの認定を受けるかは、保護者が選択できるものなのか。

A: 前述のとおり、標準時間認定か短時間認定かは、保護者の就労状況により認定することとなるが、子ども・子育て支援法施行前からの継続入所の児童については、希望すると、就労状況によらず標準時間認定を受けることができる経過措置が設けられている。

### ・ その他

新制度の利用者負担の考え方については本日追加資料を配布したが、事前配布した資料「新制度の利用者負担の考え方」の1ページのうち【町の方針】については追加資料の内容に改める。また、5ページから9ページの内容について

ても、追加資料の内容に改める。

- ③ 新制度に関する説明会・パブリックコメントの実施について事務局から「資料2」のとおり説明。

Q：説明会に本協議会の委員が参加してもかまわないか。

A：特に制限するものはない。

Q：説明会で出た意見についても考慮されるのか。

A：利用者負担額についてはまだ仮単価であり、その他新制度に関することも出された意見を踏まえ制度設計したいので、パブリックコメントの応募意見と併せて、本協議会も活用させていただきながら検討したい。

- (3) その他

次回は、11月17日の週に開催する方向で調整したい。協議内容は、子ども・子育て支援事業計画案についてである。

閉会